

議案第 4 5 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考 1 0 を備考 1 1 とし、備考 1 から備考 9 までを備考 2 から備考 1 0 までとし、同表に備考 1 として次のように加える。

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。備考 1 2 において同じ。）の住宅部分の手数料の額は、1 2 3 の 6 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）又は 1 2 3 の 7 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）に掲げる額とする。

別表第 1 備考に次のように加える。

- 1 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1 2 3 の 8 の 3 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）、1 2 3 の 8 の 4 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）、1 2 3 の 8 の 5 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）、1 2 3 の 9 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）又は 1 2 3 の 1 0 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を改める必要がある。